

令和2年2月中に海難審判所で言い渡された裁決28件が、ホームページに掲載されました(令和2年4月)

区分	地方海難審判所(全国8箇所) 28件 46隻
海難種類(件)	衝突18、乗揚5、衝突(単)3、施設損傷1、浸水1、計28件
関係船舶(隻)	漁船15、モーターボート14、貨物船5、遊漁船4、旅客船2、引船2、交通船2、油送船及びヨット各1、計46隻
死傷等(人)	死亡 0、負傷 19

上記のうち、神戸、広島両地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 姫路港で、旅客船が防波堤に衝突した事例

夜間、出航する際、小舵角の右舵が取られ、緩やかに右転しながら防波堤に向かっている状況に気付かなかった

② 香川県伊吹島沖で、交通船とモーターボートが衝突した事例

交通船が、無難に航過する態勢のモーターボートの前路に向けて針路を転じ、新たな衝突の危険を生じさせた

海難防止への
インフォメーション

旅客船A(19トン) 防波堤衝突事件

(夜間、出航する際、小舵角の右舵が取られ、緩やかに右転しながら防波堤に向かっている状況に気付かなかった)

【海難概要】 夜間、姫路港飾磨第1区において、旅客船A(19トン)が、旅客19人を乗せて出航する際、飾磨西防波堤の東部に衝突し、左舷船首部に凹損を生じ、旅客9人が、肋骨骨折、打撲、頸椎捻挫等を負った

(関連情報)

- ・ A船は、姫路港飾磨区と兵庫県坊勢漁港間の、片道約32分を要する定期航路に就航していた
- ・ 操舵室前面にワイパー付き角窓3枚、レーダー及びGPSプロッターを装備していた
- ・ 運航基準には、飾磨区を出港するときは、航路の右側を航行し、飾磨航路第1号灯浮標を右にみて通過しなければならないと規定されていた
- ・ 本件時、天候は雨で、船長は、右手をワイパースイッチ付近に置き、左手で舵輪の左側を握っていたところ、左手が僅に動き、小舵角の右舵がとられた

【発生日時】

平成30年12月21日
18時07分

【発生場所】

兵庫県姫路港
飾磨第1区

【死傷者】

旅客9人が負傷

【損傷等】

A船：左舷船首部に凹損
防波堤：コンクリート部に擦過傷



《原因》

A船：船位の確認が不十分で、飾磨西防波堤に向かって進行した

船長は、レーダーで飾磨西防波堤東端との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うことにより、緩やかに右転して同防波堤に向かっている状況に気付くべきであった

《背景》

- ・ 船長は、操舵室天井にある室内灯を点灯していたところ、濡れた角窓に室内灯が反射して、前方が見えにくい状況だった
- ・ 船長は、飾磨西防波堤東端と飾磨東防波堤西端の中間付近に向かっていると思っていた

〔受審人〕

《懲戒》

(A船) 船長：小型船舶操縦士 → 2箇月業務停止

海難防止への
インフォメーション

交通船A(4.2トン) モーターボートB(1.5トン) 衝突事件

(交通船が、無難に航過する態勢のモーターボートの前路に向けて針路を転じ、新たな衝突の危険を生じさせた)

【海難概要】 夜間、香川県伊吹島北東方沖合において、西行中の交通船A(4.2トン)の船首部とモーターボートB(1.5トン)の左舷船首部とが衝突した

(航法の適用)

- 衝突地点付近は海上交通安全法適用除外海域のため、海上衝突予防法が適用
- 衝突の1分16秒前(両船間距離680メートル)となったとき、A船が、針路を左に転じたことにより、無難に航過する態勢であったB船に対して新たな衝突の危険を生じさせた
- 海上衝突予防法の“定型的航法(横切り船の航法)”を適用するための時間的及び距離的余裕がなかったため、同法の“船員の常務”を適用

【発生日時】

平成30年4月13日
20時48分

【発生場所】

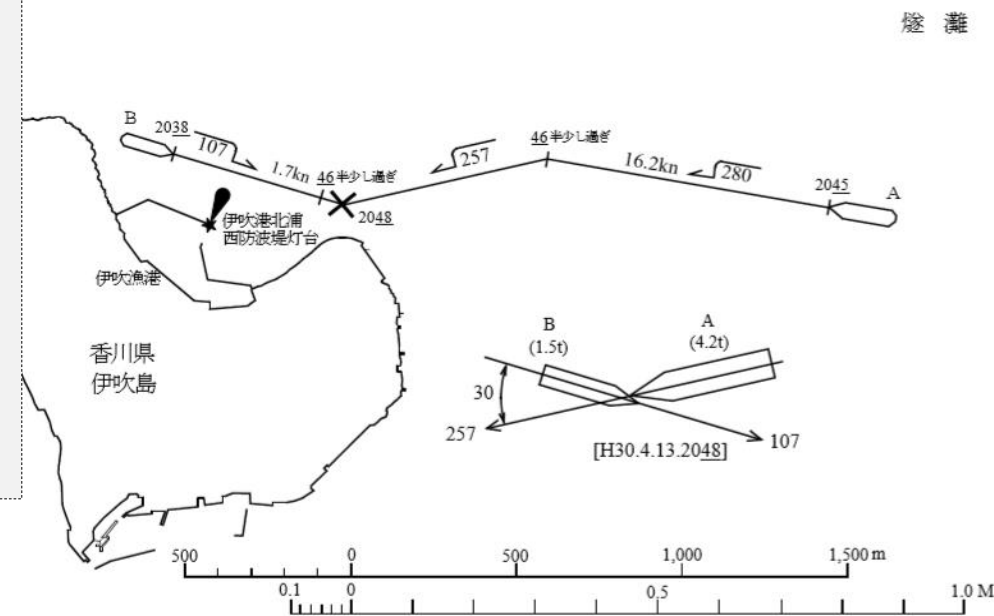
香川県伊吹島
北東方沖合

【死傷者】

なし

【損傷等】

A船：船首部外板擦過傷、推進器翼曲損
B船：船首部圧壊



《 原因 》

A船：見張り不十分で、無難に航過する態勢のB船の前路に向けて針路を転じ、新たな衝突の危険を生じさせた(主因)

A船船長は、見張りを十分に行っていなかったため、前方のB船を見落としていた

B船：見張り不十分で、避航を促す音響信号(汽笛を装備していない船舶が、警告信号に替えて行う信号)を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかった(一因)

B船船長は、見張りを十分に行っていなかったため、左転して新たな衝突の危険のある態勢となったA船に気付かなかった

《 背景 》

- A船船長：レーダーが故障して専ら目視で見張りに当たっていたが、**周囲に他船はいないと考えていた**ため、十分な見張りを行っていなかった
- B船船長：**同乗者との会話に気を取られ**、十分な見張りを行っていなかった

〔受審人〕

- (A船) 船長：小型船舶操縦士 → 1箇月業務停止
- (B船) 船長：小型船舶操縦士 → 戒告

《 懲戒 》